

2. 河川水質調査（頻度）に係る見直し

「河川・港湾工事に係る環境対策マニュアル（案）」（大阪府・大阪市河川及び港湾の底質浄化対策検討委員会）によると、工事中の環境監視頻度について、以下の内容が示されている。

<p>監視頻度</p> <p>環境監視調査は、原則として、工事期間を通じて毎日実施することが望ましい。</p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基本監視点においては、濁度の機器測定を2回/日（事前水質調査結果等から河川または海域における濁りが大きくなる時間帯及び工事に伴う濁りが最も大きくなる時間帯）実施することとする。 ●補助監視点においては、濁度の機器測定を4回/日実施することとする。 <p>【補足】</p> <p>○環境監視調査の結果、連続して2週間を通じて基本監視点への工事の影響が見られず（個別測定値、週平均値に対する監視基準値を超過しない）、かつ、今後の工事内容（工種、位置、数量等）に著しい変化がない場合は環境監視調査（濁度測定）の頻度を少なくしても良い（例えば週1回程度）。</p> <p>○但し、工事による影響が一度でも見られた場合は、その要因が明確であり、かつ再発防止対策が講じられた時点から連続して2週間経過していることが必要である。</p> <p style="text-align: right;">（マニュアルⅡ-49ページ）</p>
--

また、「正蓮寺川総合整備事業に係わる環境監視委員会」においても、環境監視結果を踏まえて、調査項目、調査頻度など、環境監視計画を見直すことも整理されている。

ここでは、

- ① 今後、此花ポンプ場築造工事を進めるにあたって、これまでの工法と著しい変更点がないこと
- ② 平成28年3月末の阪神高速道路工事完了後において環境監視結果に問題点がみられていないこと
- ③ 今後の工事は原則陸地化範囲内で行なうため、開放水域における工事よりも環境影響が少ないと予想されること

などを踏まえ、監視の目的を十分に達成できる範囲内で、濁度の監視頻度について表に示すような環境監視計画の見直し案を提案するものである。

<濁度測定頻度に係る見直し案>

約1年間の基本監視点における、濁度監視の結果、工事による影響は見られなかったことから、濁度監視の調査頻度について、現在の「毎日実施」から、

- ・開放水域での工事実施期間については「毎日実施」
- ・陸地化範囲での工事実施期間については「週1回実施」

に変更することとしたい。

なお、調査頻度を週1回へ移行する場合は、連続して2週間を通じて基本監視点への工事の影響がみられないことを確認の上実施する。

表-1 環境監視計画の見直し案

	現行			見直し(案)			
	監視点	調査項目	調査頻度	監視点	調査項目	調査頻度	
						工事場所	頻度
河川水質	基本監視点	pH、SS、DO、BOD、ノルマルヘキサン抽出物質、濁度、PCB、Hg、及びダイオキシン類	1回/月 (DOは当面1回/週)	基本監視点	pH、SS、DO、BOD、ノルマルヘキサン抽出物質、濁度、PCB、Hg、及びダイオキシン類	1回/月 (DOは当面1回/週)	
		濁度	4回/日		濁度	開放水域	4回/日
		PCB(濁度からの推定) Hg(濁度からの推定) ダイオキシン類(濁度からの推定)	1回/日		PCB(濁度からの推定) Hg(濁度からの推定) ダイオキシン類(濁度からの推定)	陸地化範囲	4回/日/週
	補助監視点(定点)	濁度および油膜(目視)	4回/日	補助監視点(定点)	濁度および油膜(目視)	開放水域	4回/日
		PCB(濁度からの推定) Hg(濁度からの推定) ダイオキシン類(濁度からの推定)	1回/日		PCB(濁度からの推定) Hg(濁度からの推定) ダイオキシン類(濁度からの推定)	陸地化範囲	1回/日/週
		濁度および油膜(目視)	4回/日		濁度および油膜(目視)	陸地化範囲	—
	補助監視点(個別施工箇所)	濁度および油膜(目視)	4回/日	補助監視点(個別施工箇所)	濁度および油膜(目視)	開放水域	4回/日

※ 開放水域とは河川内(仮水路を含む)をいう。
陸地化範囲とはすでに鋼管矢板等で河川を締切り、埋戻しにより陸地となった範囲をいう。